

大会宣言

2010年9月4日から5日にかけて、私たちは、「予算づくり、市民も参加せんまいけ！」というメインテーマを掲げ、第17回全国市民オンブズ(マン)北陸・富山大会を開催しました。

わが国の財政は国も地方も危機的状態にあるといわれながら、そもそも予算がどのように決定されたのか、市民が容易に理解できる状況にあるとはいえません。そこで、私たちは今回、47都道府県と18政令市を対象に、予算編成過程の情報公開度を調査しました。その結果、予算編成過程を透明化している自治体や、住民の意思が反映できる制度を設けている自治体が極めて少数であることが判明しました。

また今回は、全国の855都道府県、市および区すべてを対象に、はじめて一斉アンケート調査等による情報公開度ランキングを行いました。その結果、これまで情報公開度ランキングの対象となっていなかった市・区の情報公開度が低いこと、開催地富山市を含む複数の自治体で情報公開請求を首長が一方的に拒否できることを内容とする”濫用”禁止条項が制定されていることが判明しました。

政務調査費の情報公開では、領収証以外の情報の公開がいまだに遅れているのみならず、領収証自体にもマスキングがなされているといった問題が明らかになりました。

民主主義の発展のためには、国・地方自治体が説明責任を尽くし、十分な情報公開を行うことが不可欠ですが、今回の調査結果を見る限りいずれも不十分と言わざるを得ません。

その一方で、住民訴訟で勝ち取った請求権を議会が放棄するという住民自治を形骸化させる状況や、訴訟費用の敗訴者負担原則を安易に住民訴訟に適用する判決が行政監視活動を萎縮させる状況も存在しています。また、地域経済を保護するとの名目で入札制度改革を後退させる動きも生じています。さらに、住民訴訟のような制度をもたない国政においては、地方以上に民意を無視した事業や公金支出も相変わらずまかり通っています。

私たちは、今回の大会報告や討議をもとに、市民のための地方自治・財政民主主義の実現をめざし、以下の6点を大会宣言とします。

記

- 第1 予算編成過程の情報公開・説明責任を徹底するよう自治体に求めること
- 第2 実施機関の一方的な判断による情報公開請求拒否条項は憲法で保障された知る権利を侵害することを確認し、この条項を制定した自治体には改正を求めていくこと
- 第3 政務調査費情報を透明化するよう議員・会派・議長に引き続き求めていくとともに、議員・議会の活動を注視していくこと
- 第4 公益活動である住民訴訟の訴訟費用は原告の負担としない立法化等を求めていくこと
- 第5 地域経済の保護に名を借りた入札制度改革の後退を許さないこと
- 第6 国に対する公金検査請求訴訟制度の制定をめざす活動を引き続き行うこと

2010年9月5日

第17回全国市民オンブズ(マン)北陸・富山大会参加者一同